



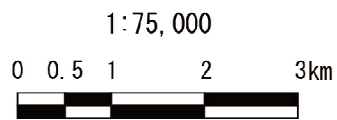


凡 例

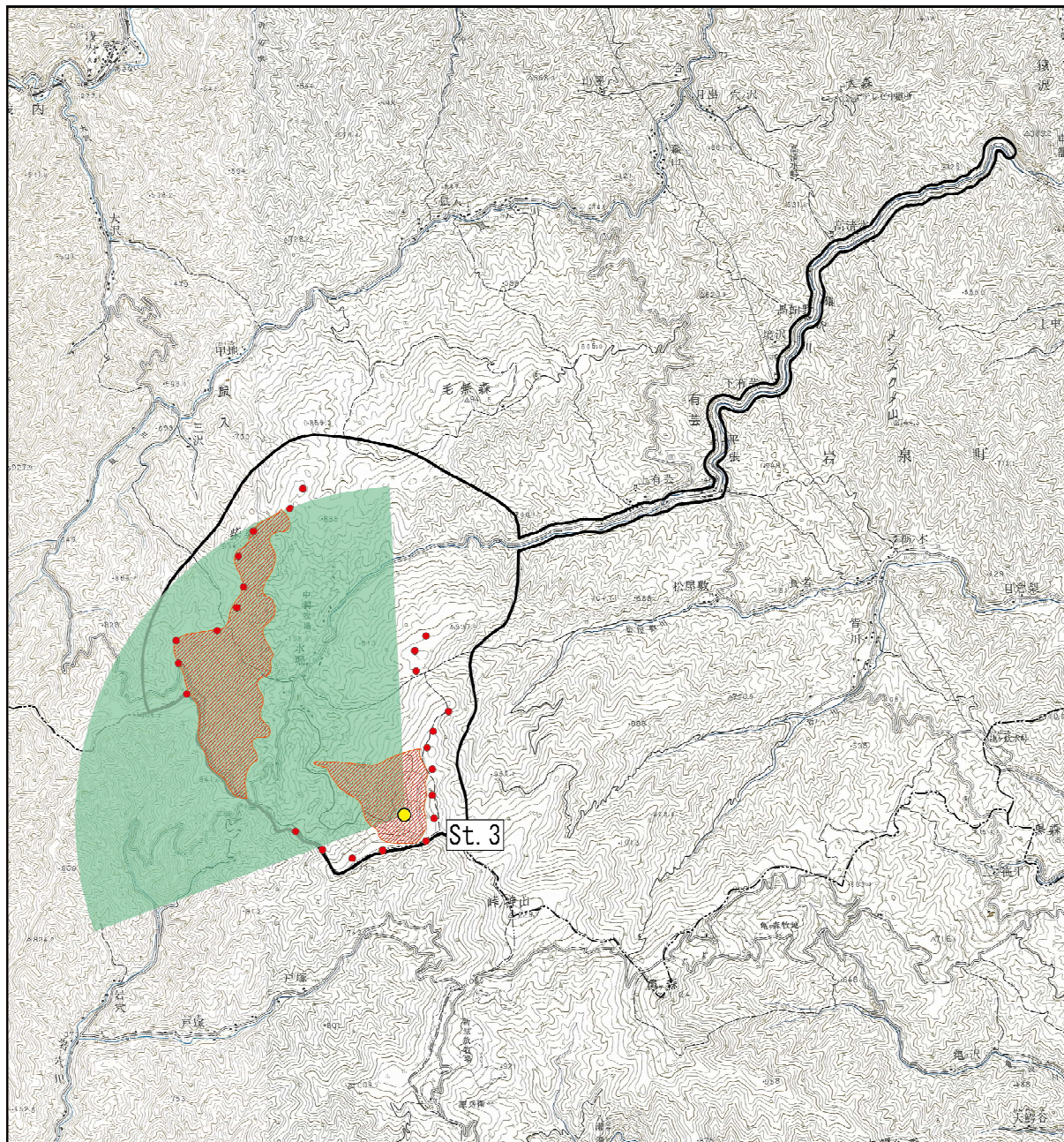
-  対象事業実施区域
-  風力発電機

視野範囲



-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面





視野範囲図 2 (St. 2)



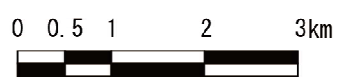
凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

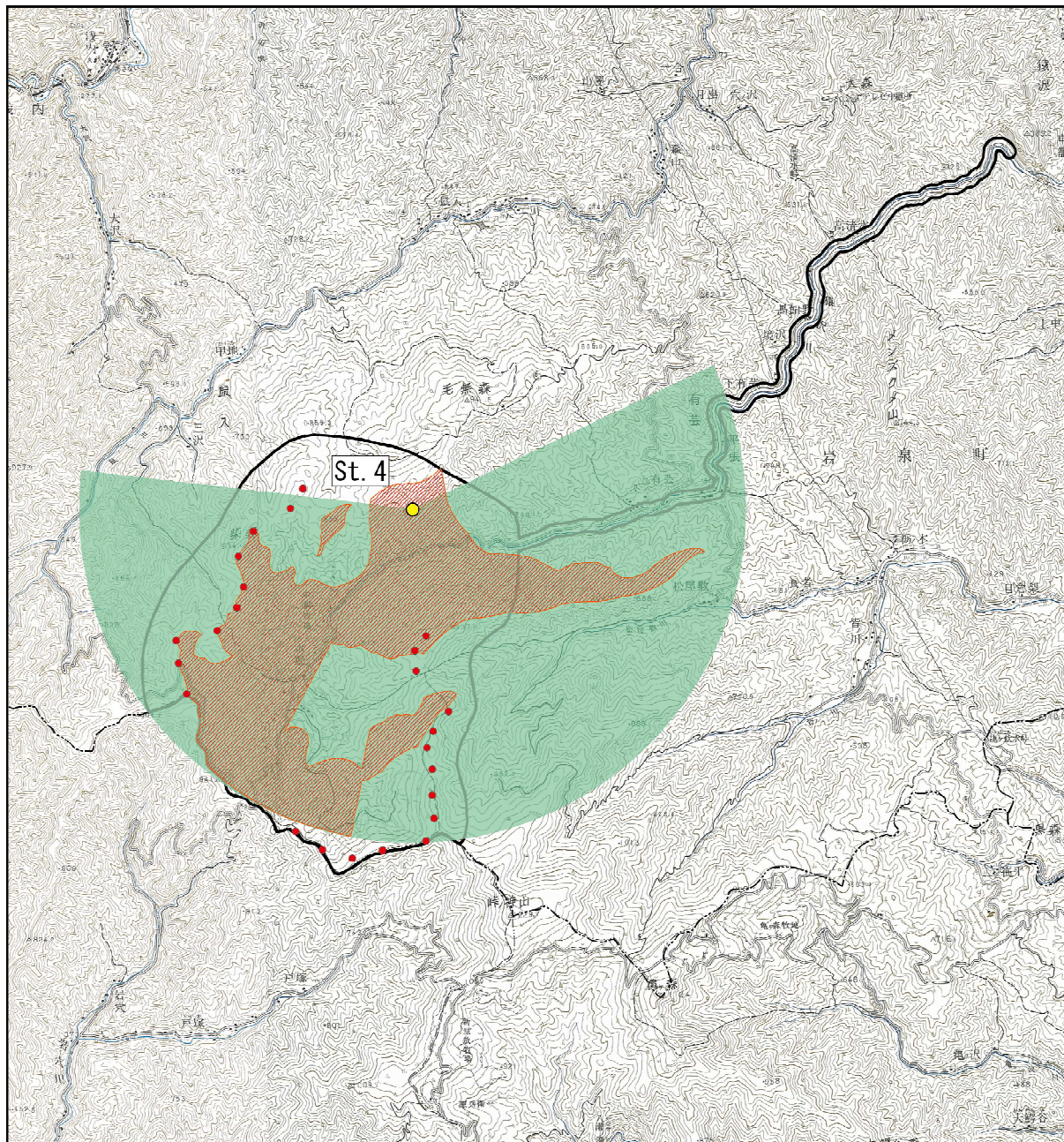
視野範囲

-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面



1:75,000





視野範囲図 3 (St. 3)

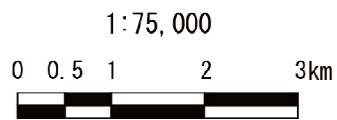


凡 例

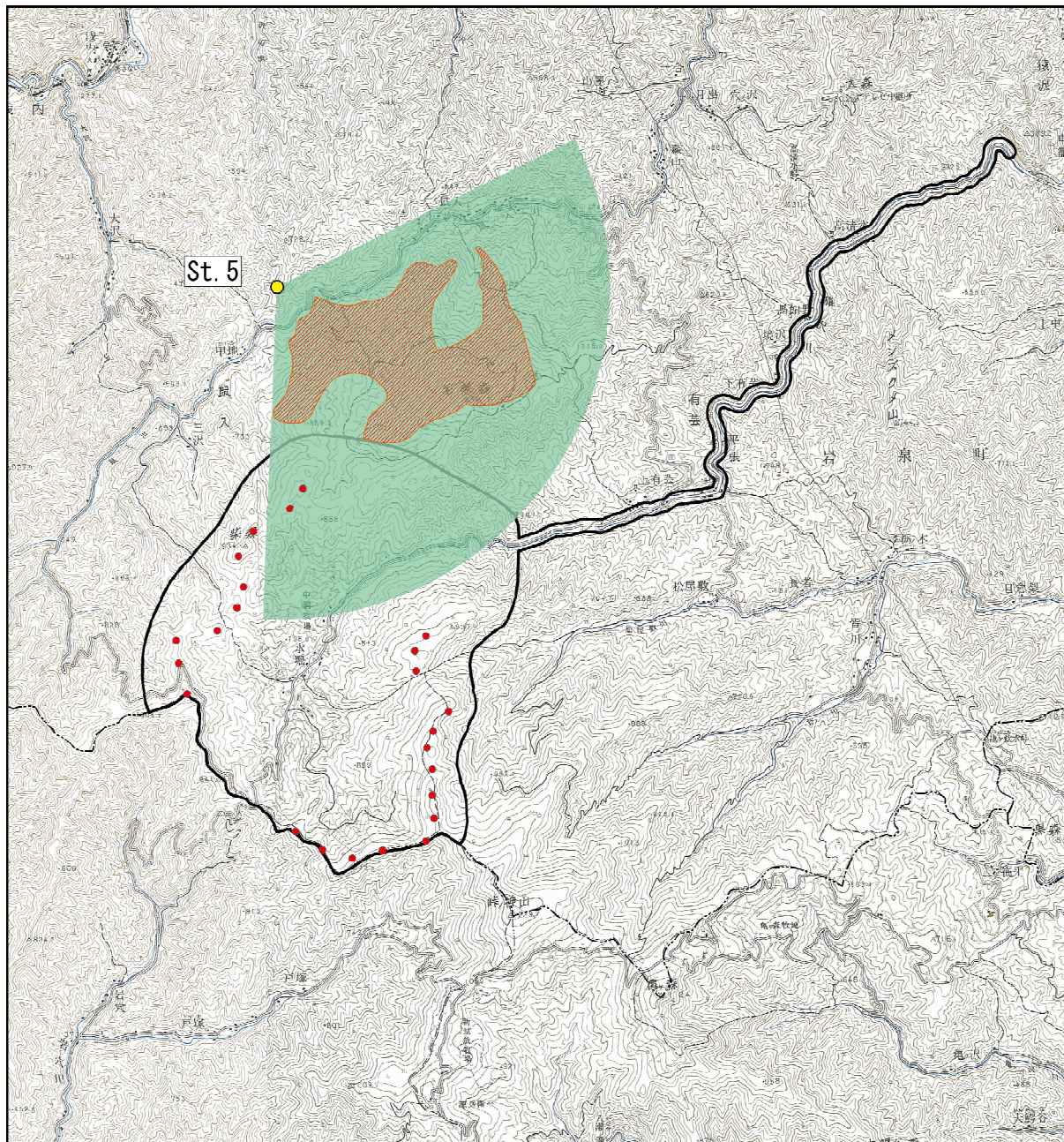
-  対象事業実施区域
-  風力発電機

視野範囲



-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面





視野範囲図 4 (St. 4)

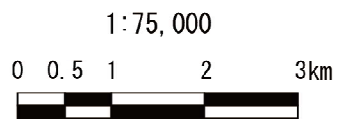


凡 例

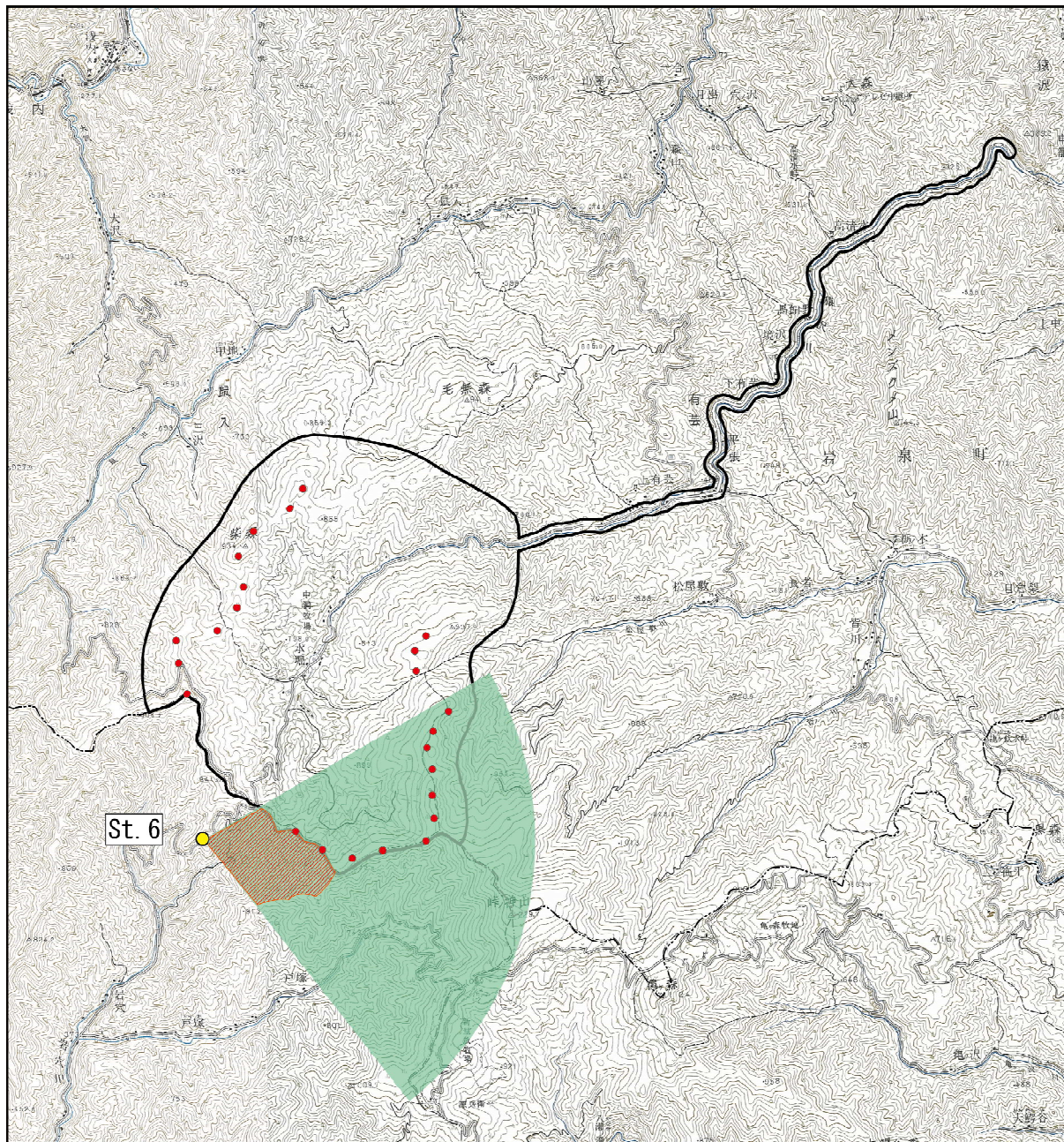
-  対象事業実施区域
-  風力発電機

視野範囲



-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面





視野範囲図 5 (St. 5)

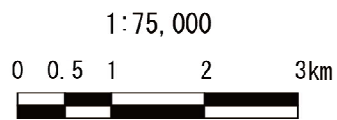


凡 例

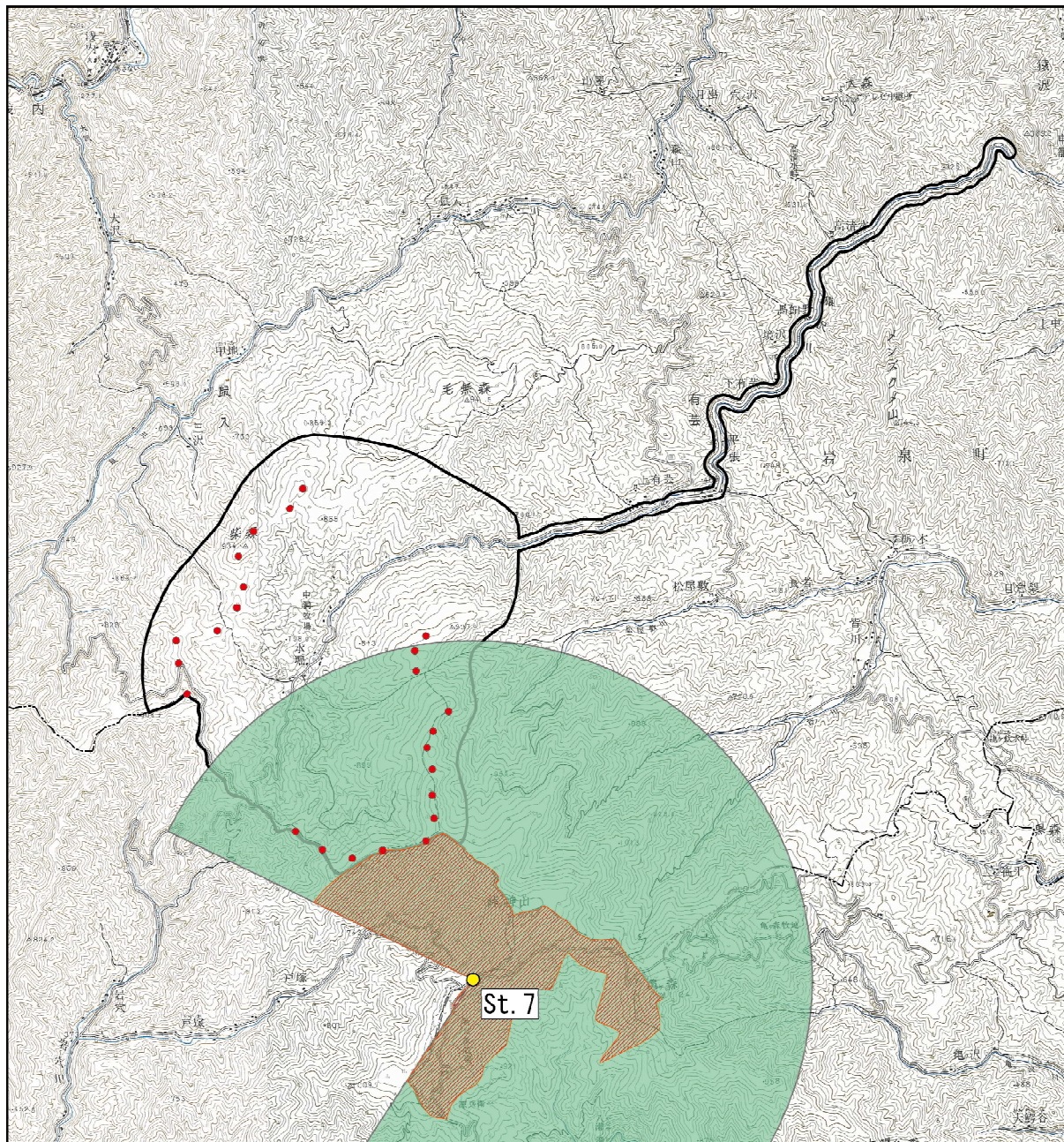
-  対象事業実施区域
-  風力発電機

視野範囲



-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面





視野範囲図 6 (St. 6)



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

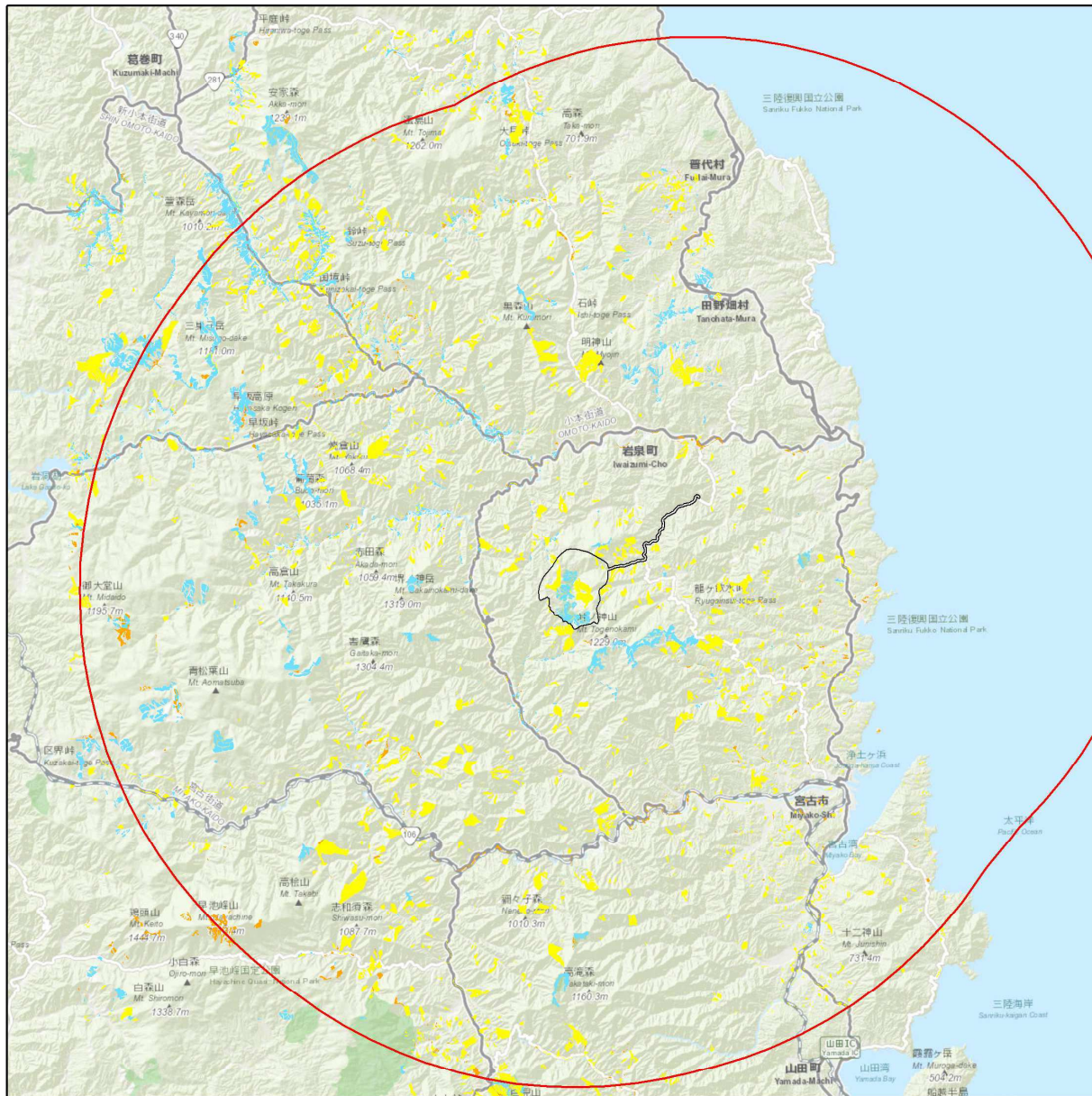
視野範囲

-  上空が見える範囲 ※半径4kmの円を目安としている。
-  目視可能な地表面

1:75,000



視野範囲図 7 (St. 7)

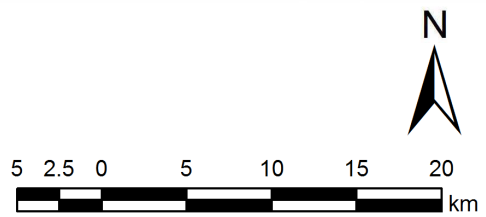


凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域30kmバッファ

植生図

- | | |
|---|--|
| 牧草地 | 伐採跡地群落 (V) |
| シバ群団 (V) | 放棄水田雑草群落 |
| ススキ群団 (V) | 路傍・空地雑草群落 |
| 高山ハイデ及び風衝草原 (蛇紋岩地植生を含む) | |
| 雪田草原 | |
| 放棄畑雑草群落 | |



対象事業実施区域周辺 30 km 圏の牧草地等の分布図

岩手洋野における風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	岩手洋野における風力発電事業（仮称）	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電所の設置	
事業の規模	出力 30,600kW	
事業の実施区域（予定地）	洋野町	
事業者の名称	S B エナジー株式会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	平成29年11月10日
	縦覧期間	平成29年11月10日～平成29年12月11日
	住民等の意見書の提出期間	平成29年11月10日～平成29年12月11日
	技術審査会の審査	平成29年12月14日
	知事意見の送付	平成 年 月 日 (期限：平成30年 1月30日 事業者指定)

洋 町 第 420 号

平成 29 年 11 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

洋野町長 水 上 信 宏

環境影響評価方法書に対する意見について（回答）

平成 29 年 11 月 13 日付環保第 370 号で照会のありました標記につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

- 1 「事業の目的及び内容」・・・・・・・・・・・・・・・・意見はございません
- 2 「対象事業実施区域及びその周囲の概況」・・・・・・・・意見はございません
- 3 「環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法」・・・・意見はございません
- 4 「環境影響評価の結果」・・・・・・・・・・・・・・・・意見はございません



担 当
洋野町役場 町民生活課
TEL 0194-65-5914
FAX 0194-65-5105

岩手洋野における風力発電事業（仮称）計画段階環境配慮書に対する
委員からの事前質問・意見及び事業者回答

【1】

《配慮書》 p2-23～2-24 (p25～26)

盛土及び掘削工事にかかる面積の合計が 3,000 m²以上となる場合は、工事着手の 30 日前までに土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく土地の形質変更の届出が必要です。

(県北広域振興局保健福祉環境部)

【回答】

承知いたしました。

盛土及び掘削工事にかかる面積の合計が 3,000 m²以上となる場合は、工事着手の 30 日前までに土壌汚染対策法第 4 条第 1 項に基づく土地の形質変更の届出を、県北広域振興局保健福祉環境部環境衛生課に届け出ます。

【2】

《配慮書》 p2-27 (p29)

洋野風力発電事業と事業区が大幅に重なっているが、風車設置位置の調整はいつ行うのかお教えいただきたい。
(由井 正敏委員)

事業実施想定区域の南側が「(仮称)洋野風力発電事業」と重なっている。他事業との交渉(話し合い)など、現段階での状況をお知らせいただきたい。

また、先行している他事業の工事が実施された場合、本事業の風車設置位置は限定されると思われるが、他事業の進捗によって配慮書段階の事業実施想定区域の拡大あるいは移動はあり得るのかお答えいただきたい。
(齊藤 貢委員)

【回答】

これらの事業者とは、まだ協議を行っていません。方法書提出以降、本事業の周辺で事業を行う事業者と累積的影響に関する情報提供の可否に関する協議を行います。

先行事業者の工事が実施された場合などで本事業の風車配置が限定される場合は、配慮書段階の事業実施想定区域内で再配置について検討いたします。

【3】

《配慮書》 p3-4 (p34)

大気質の状況を「八日町」と「荷渡」で示しているが、本事業実施想定区域の気候特性を考えると、青森県八戸市にある一般局や自排局のデータも参考にした方が良いと思われるので検討をお願いしたい。
(齊藤 貢委員)

【回答】

事業実施想定区域の周辺の岩手県の測定局は「八日町」と「荷渡」ですが、共に 10km 以上あります。青森県八戸市にある一般測定局(根岸小学校、桔梗野小学校、八戸小学校、八戸特別地域気象観測所)は何れも、p. 2-25 で示した大型部品(風力発電機等)の搬入ルートにある八戸港よりもさらに西側に位置し事業実施想定区域から共に 10km 以上あります。また、自排局(六日町)についても 10km 以上あり搬入ルートとは異なる道路を対象にしていることを確認しております。

何れも参考として、方法書では記載を行いたいと思いますが、事業実施想定区域周辺の濃度状況を確認するために、事業実施想定区域周辺にて、一般局及び自排局を想定して二酸化窒素及び降下ばいじんの測定の実施を考えております。

【4】

《配慮書》 p3-26～3-59, p4-23～4-47, p4-59～4-60 (p56～89, p191～215, p227～228)

希少野生動植物の生態に影響を及ぼさないよう十分配慮していただきたい。

(県北広域振興局保健福祉環境部)

開発予定区域内は希少な植物の生息が確認されていることから、専門家等の意見を踏まえた上で、十分な対策を講ずるよう検討すること。

(自然保護課)

【回答】

本事業を実施する際には、現況調査で確認された重要な動植物に対する影響予測を行い、必要に応じて適切な保全措置を実施する等、十分な配慮を行う方針です。

希少な植物が改変区域及びその周辺で確認された場合、事業実施による影響予測を行い、その結果に応じて、回避を基本とした保全措置を実施する方針です。しかしながら、回避の実施が困難な場合は、低減措置、代償措置を講じることになります。その際は、ご指摘のとおり専門家のご意見を踏まえた上で、実行可能な対策について検討を行う方針です。

【5】

《配慮書》 p3-27 (p57)

コウモリ、鳥類などは移動能力が高いため、少なくとも隣接メッシュは全て検討対象に入れるべきだと思われます。なお、左下メッシュ（小軽米）では、コテングコウモリが確認されています。

動植物の調査対象範囲に、事業区域の左上メッシュ（新井田）と左下メッシュ（小軽米）が含まれないのはなぜなのか事業者の見解を伺いたい。

(島田 卓哉委員)

【回答】

事業実施想定区域は全域が洋野町に位置しています。ご指摘の左上のメッシュ（新井田）は、青森県に位置していることから、左下のメッシュ（小軽米）は一部洋野町が含まれますが、大半は軽米町であり、また、内陸部の山地帯が含まれていることから事業実施想定区域の環境と異なることが想定されたため調査対象範囲に含めませんでした。

ご指摘のコテングコウモリについては、今後の現地調査を実施する際に、十分に留意して調査を行う方針です。

【6】

《配慮書》 p3-39 (p69)

コガタカワシンジュガイの生息の有無について、久慈長内高校の竹内基先生へヒアリングを行っていただきたい。

(由井 正敏委員)

【回答】

久慈長内高校の竹内先生へヒアリングを行い、事業実施想定区域内の水域におけるコガタカワシンジュガイの生息情報の確認を行う方針です。

【7】

《配慮書》 p3-77 (p107)

事業実施想定区域内及びその周辺河川等から、水道事業者が取水している地点があることから、事前に事業実施範囲を管轄する水道事業者と打合せ等を行い、水道事業に支障が生じないようにしていただきたい。

(県民くらしの安全課)

【回答】

承知いたしました。

事前に事業実施範囲を管轄する水道事業者と打合せ等を行い、水道事業に支障が生じないように検討いたします。

【8】

《配慮書》 p3-123, p4-57 (p153, p225)

事業実施想定区域は、岩手県の景観計画区域において農山漁村景観地区に指定されており、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努める必要があります。また、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出が必要です。 (都市計画課)

【回答】

承知いたしました。

事業実施想定区域は、岩手県の景観計画区域において農山漁村景観地区に指定されていることから、岩手県景観計画の景観形成基準への適合に努めます。また、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出は、工事着手 30 日前までに、県北広域振興局土木課管理課に届け出ます。

【9】

《配慮書》 p3-123, p4-57 (p153, p225)

岩手県の景観条例において、自然景観地区の施設の高さ規制はどのようになっているかお教えいただきたい。 (由井 正敏委員)

【回答】

岩手県景観条例に基づき岩手県景観計画（平成 28 年 4 月 1 日施行）が定められています。これによれば、風力発電機は工作物に該当し、洋野町は景観形成基準における「農山漁村景観地区」に該当して、高さにおける規制の視点は、「道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めること。」とあります。

【10】

《配慮書》 p4-27 (p195)

ヒアリングによって、事業区域内にカワネズミが生息することが示唆されているのに、予測評価の対象としないのはなぜでしょうか。

ヒアリングを行った意味がありません。

識者が述べられているように、事業想定区域内には多数の河川が含まれ、カワネズミが生息する可能性があります。予断を持たず痕跡調査などを行っていただくよう要望いたします。

(島田 卓哉委員)

【回答】

現時点では、風力発電機を設置する箇所や取り付け道路等を造成する箇所には、カワネズミが生息する水域を含めない計画であり、水域を直接改変しないことから予測評価の対象としませんでした。

しかしながら、ヒアリングの結果、事業実施想定区域内でのカワネズミの生息が示唆されたことから、今後の現地調査を実施する際には、改変区域の下流に位置する水域におけるカワネズミの生息状況を把握すべく、適切な調査を実施する方針です。

【11】

《配慮書》 p4-32 (p200)

周囲の分布状況から考えて、事業区域はカグヤコウモリやコテングコウモリなどの希少コウモリ類の重要な生息地となっている可能性があります。

配慮書ではこれらの種はリストされていませんが、コウモリ類は風車の稼働によって直接的な影響を受けるので、影響予測の対象に含めるべきだと思います。

なお、コウモリ類の調査に関しては、バットディテクターによる調査と捕獲調査に加えて、コウモリ類の活動状況を把握し、衝突リスクを予測するために、音声記録型のバットディテクターによる長期モニタリング（地上高、および風況観測用タワーを利用した高高度）を実施するよう要望いたします。
(島田 卓哉委員)

【回答】

コウモリ類の調査については、ご指摘のとおりバットディテクターによる調査、捕獲調査、音声記録型のバットディテクターによる調査を、専門家の助言を踏まえて実施する方針です。

配慮書段階では重要なコウモリ類の生息情報は得られなかったため、予測評価は行いませんでしたが、今後実施する現地調査で重要なコウモリ類が確認された場合には、予測評価を実施する方針です。